

北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則

平成14年10月31日

組合規則第4号

改正 平成17年2月28日組合規則第2号
平成23年3月25日組合規則第1号
平成30年3月11日組合規則第10号
令和7年7月22日組合規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例（平成14年組合条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 (削除)

(開設)

第3条 処理施設は、次の各号に掲げる日を除き開設する。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年1月3日までの日

2 開設時間は、午前9時から午後5時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず組合長が特に認めたときは、この限りでない。

(廃棄物の受入基準)

第4条 条例第5条第4項に規定する規則で定める受入基準は、別表のとおりとする。

(搬入できない一般廃棄物)

第4条の2 条例第8条に規定する規則で定める一般廃棄物は次のとおりとする。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第1条に規定する特別管理一般廃棄物

(2) 条例第5条の規定により、一般廃棄物処理計画に基づく排出の方法によらないもの

(3) 爆発その他危険性のあるもの

(4) 器材を著しく汚損又は損壊するおそれのあるもの

(5) 特定家庭用機器再商品化法施行令（平成10年政令第378号）第1条に定める特定家庭用機器

(6) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第12項に定める指定再資源化製品（密閉型アルカリ蓄電池及びリチウム蓄電池を除く。）

(令7組合規則1・一部改正)

(手数料の徴収方法)

第5条 条例第9条第4項に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収方法は、搬入の都度その重量に応じて現金により徴収する。

2 組合長が特に認めたときは、前項の規定にかかわらず、毎月1日から月末までの分を納入通知書により徴収し、その納期限は納付書発行日から20日とする。

3 第1項に規定する手数料の算出は、処理施設の計量装置により計量した量をもって行う。

ただし、計量装置が使用できない場合は、搬入車両の最大積載量をもって処分量とすることができる。

(手数料の減免)

第6条 条例第10条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(別記様式第1号)を組合長に提出しなければならない。ただし、組合長が特に認めるときは、この限りでない。

(一般廃棄物処分業の許可申請)

第7条 条例第11条の規定により一般廃棄物処分業の許可又は一般廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可(更新)申請書(別記様式第2号)を、許可を受けた者で、許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(別記様式第4号)を組合長に提出しなければならない。

2 前項の許可の有効期限は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条の7による。

3 組合長は、第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処分業許可証(別記様式第3号)を交付しなければならない。

(事業範囲の変更許可申請)

第8条 法第7条の2第1項の規定により一般廃棄物処分業者は、その処分の事業の範囲を変更しようとするときは一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書(別記様式第5号)を組合長に提出しなければならない。

(事業の廃止、変更等の届出)

第9条 法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処分業者は、その処分の事業の全部又は一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは、一般廃棄物処分業廃止・変更届出書(別記様式第6号)を組合長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 組合長は、一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取消し、又は期間を定めてその業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(1) 法、条例若しくは、この規則、又はこれらの規定による処分に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年12月1日から施行する。

附 則(平成17年2月28日組合規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則(平成23年3月25日組合規則第1号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月11日組合規則第10号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和7年7月22日組合規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

別 表（第 4 条関係）

受入基準

基 準	<p>1 搬入方法について</p> <p>(1) 一般廃棄物の種類により、受入場所が異なるので種類毎に搬入するか、明確に分けて搬入すること。</p> <p>(2) 袋詰の場合は、中身の確認ができる透明又は半透明の袋で搬入すること。 (原則として、無色とする。)</p> <p>2 受入可能な大きさ等について</p> <p>(1) 可燃ごみの最大の大きさは、最大の一辺が 80 センチメートル未満とすること。</p> <p>(2) 可燃ごみの袋の大きさは、最大の一辺が 120 センチメートル未満とすること。</p> <p>(3) 生ごみの袋詰の場合、小分けの袋は極力少なくすること。</p> <p>(4) 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの大きさは、最大の一辺又は径をおおむね 150 センチメートル未満とすること。</p> <p>3 受入不適物について</p> <p>(1) 不適物とみとめられるもの</p>
留 意 事 項	<p>(1) 袋の口をしっかり縛り、荷台にシートを被せる等、廃棄物の飛散防止に努めること。</p> <p>(2) 搬入時は、係員の指示に従うこと。</p> <p>(3) 搬入物の確認（抜取検査等）のため、一定時間を要することがある。</p>

(平成 17 組合規則 2、平成 23 組合規則 1・別表一部改正)

別記様式第1号(第6条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

北空知衛生センター組合
組合長 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号

㊟

北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第6条の規定により、手数料の減免を申請します。

1 手数料の減免を受けようとする理由	
2 廃棄物の種類	
3 廃棄物の容量又は重量	

別記様式第2号(第7条関係)

一般廃棄物処分業許可(更新)申請書

年 月 日

北空知衛生センター組合
組合長 様

申請者 住 所
氏 名

㊞

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、一般廃棄物処分業の許可(更新)を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲	事業の内容	
	一般廃棄物の種類	
事務所及び事業場の所在地及び電話番号	事務所	電話番号
	事業場	電話番号
事業の用に供する施設の種類・数量・設置場所及び処理能力		
施設の処理方式、構造及び設備の概要		

添付書類及び図面

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為及び登記簿の謄本
- 4 申請者が個人である場合には、その住民票の写し
- 5 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類
- 6 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 7 申請者が個人である場合には、直前3年の所得税額の納付すべき額及び納付済を証する書類
- 8 その他組合長が必要と認める書類及び図面

一般廃棄物処分業許可証

住 所

氏 名

北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第7条第3項の許可を受けた者であることを証する。

北空知衛生センター組合

組合長

ⓐ

許可の年月日

年 月 日

許可の有効期限

年 月 日

1 事業の範囲

一般廃棄物の種類

処分の方法

2 許可の条件

3 許可の更新又は変更の状況

年 月 日

(内 容)

別記様式第4号(第7条関係)

許 可 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

北空知衛生センター組合
組合長

様

申請者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付 第 号で許可を受けた一般廃棄物処分業の許可証を紛失(損傷)したので、北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により、再交付を願いたく申請します。

別記様式第5号(第8条関係)

一般廃棄物処分業の事業範囲変更許可申請書

年 月 日

北空知衛生センター組合

組合長

様

申請者 住 所

氏 名

㊟

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第8条の規定により、一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
区 分	
一 般 廃 棄 物 の 種 類	
変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力	
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	

別記様式第6号(第9条関係)

一般廃棄物処分業 廃止
変更 届出書

年 月 日

北空知衛生センター組合
組合長 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号

印

年 月 日付 第 号で許可を受けた一般廃棄物処分業に係る以下の事項について 廃止・変更 したので、北空知衛生センター組合一般廃棄物の処理に関する条例施行規則第9条の規定により届け出ます。

	新	旧
廃止した事業又は変更した事項		
廃止、変更の理由		